

平成21年度第1回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時：平成21年11月4日（水） 18時00分～20時10分

2 開催場所：鎌ヶ谷市役所6階 第4委員会室

3 出席者

(1) 委員：青山健彦委員、内田徳子委員、沖野安春委員、宿谷光雄委員、
芹澤功委員、仁平勝之委員、松崎泰子委員

(2) 市側：

渋谷副市長

事務局：北村総務企画部長、大竹総務企画部参事、井熊総務課行政室長補
佐、後藤主査、小暮主事

諮問担当課：三橋健康福祉部参事、渡辺社会福祉課長補佐

(3) 傍聴人：2名

4 委嘱式

(1) 委嘱状の交付

(2) 副市長あいさつ

5 議題等

(1) 会長、副会長の選出について

(2) 議題ごとの会議の公開・非公開について

(3) 会議録署名人の選出について

(4) 諮問事項について

鎌ヶ谷市災害時要援護者避難支援計画の策定に伴う事項

ア 要援護者リストの作成及び共有

イ 個別計画の作成及び共有

(5) 報告事項について

ア 個人情報ファイルの作成に伴う報告について

イ 保有個人情報に関する目的外利用に伴う報告について

ウ 保有個人情報に関する外部提供に伴う報告について

6 審議内容

～会長・副会長未決定につき、大竹総務企画部参事が仮議長～

(1) 会長、副会長の選出について

会長及び副会長は、情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項の規定により、委員の互選で次のように決定した。

会 長：芹澤 功委員

副会長：松崎 泰子委員

～議長を大竹総務企画部参事から芹澤会長へ移行～

(2) 議題ごとの会議の公開・非公開について

情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定により、本審議内容は、公開と決定した。

傍聴人が入室する-----

(3) 会議録署名人の選出について

会議録署名人は、議長を除き、50音順に二人選出することとし、今回の会議は、宿谷委員と仁平委員に決定した。

(4) 諮問事項について

諮問担当課（社会福祉課）において、資料2ページから資料9ページより、鎌ヶ谷市災害時要援護者避難支援計画の概要等を説明後、本計画に伴って作成及び共有する予定である、要援護者リストや個別計画の個人情報の取り扱いについて説明した。

質疑応答

審査委員から諮問担当課へ

質問1 資料3ページに記載されている「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」とは何か。鎌ヶ谷市が個別計画を策定するにあたっての、詳細が記載されているのか。

全国の市区町村が策定にあたっての方針やどのような者が要援護者となり得るのか等が示されています。

質問2 国から示されたこのガイドラインに沿って、鎌ヶ谷市も策定すると解釈してよいか。

その通りです。

質問3 国とは、具体的には何省が管轄しているのか。

基本的には、内閣府・総務省の消防庁・国土交通省・厚生労働省の連名で通知が来ます。

質問4 ガイドラインは法令ではないのか。

法令ではありません。

質問5 今回の諮問内容（鎌ヶ谷市災害時要援護者避難支援計画（案））については、全て要援護者からの同意を得て作成するものなのか。

要援護者からの要援護者リストの作成は同意を得ません。市の各部署で所持しているデータを集めて、要援護者が市内でどれ程いるのかを把握し、それをデータ化します。

個別計画は本人の同意を得ます。

質問6 要援護者リストの作成に伴って使用する要援護者の情報は、既に市で収集した情報であるから、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第7条（収集の制限）には該当せず、同条例第8条（利用の制限／目的外利用）に該当すると解釈してよいか。

その通りです。

質問7 個別計画策定に伴う同意が、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条第1項第2号に掲げる「本人の同意があるとき」の同意に該当するかを諮問していると解釈してよいか。

その通りです。

質問8 個別計画は誰が記入するものなのか。

基本的には要援護者本人が記入するものです。但し、字が書けない人は、家族等が了解を得て、記入して頂くことも想定しています。

質問9 要援護者リストは皆で使用するのか。

要援護者リストは市の関係部署でのみ共有します。要援護者の方たちにはお見せしません。

質問10 消防本部が持っている要援護者の情報はあるのか。

消防本部自体が持っている情報はありません。リストを作成するための情報を持っている課は、高齢者支援課と障がい福祉課が中心となります。

質問 1 1 資料 8 ページの個別計画の様式の中で、「地域支援者及び自治会（自主防災組織を含む）等」の等には、どのような人が含まれるのか。

自治会の代表者や民生委員を想定しています。

なお、この様式については、今後実施する市民を含めた策定会議の中で見せ、意見を聴く予定であるので、具体的に限定することができれば、修正していきます。

質問 1 2 資料 5 ページの 3 に記載されている対象者は、どのような理由で身体障がい者 1 ～ 2 級、知的障がい A1 ・ A2 等に分けているのか。

法令に基づき分けています。

質問 1 3 自治会に提供した個別計画はどのように管理するのか。

会長の自宅で保管して頂くことを想定しています。それには、個人情報保護につききちんとした理解を得る必要があると考えています。

質問 1 4 資料 8 ページの個別計画の様式で地域支援者の欄が 3 つあるが、1 人のみであった場合はどうなるのか。

1 人の名前を記入していただければ、大丈夫です。

質問 1 5 地域支援者とは、市内の者でなくてもよいのか。

なるべく市内の者が良いが、いない場合は市外でも問題ありません。

質問 1 6 資料 9 ページの市役所使用欄の副本管理とは何を意味するのか。

正本は市役所で管理し、副本を地域支援者に交付することを意味しております。なお、正本には、副本がどこに提供されているかを記載して管理します。

質問 1 7 個別計画のデータを更新した場合は、どうするのか。

更新前の個別計画を市で回収後、粉砕処理します。

質問 1 8 個別計画を自分で書けない人や話せない人等、意思表示出来ない人の場合は、どうするのか。そのような人の項目や代筆した人のサインを書ける欄を設けた方がよいのではないか。

そのように検討します。

質問 19 個別計画は地域支援者の方にも渡すのか。

副本をお渡しします。

質問 20 地域支援者に個別計画を渡す必要があるのか。安全確認のみであれば、自分が誰の地域支援者か分かれば良いのではないか。

安全確認後、要援護者を安全な場所に連れて行くことも考えられることから、個別計画の副本を渡すこととしております。

諮問担当課から審査委員へ

質問 21 個別計画の様式には本人が同意したと分かる欄は設けなくてよいのか。また、設ける場合、署名のみでよいのか、印鑑まで必要なのか。

署名できる欄を設けた方が良く考える。印鑑までは必要ないと考える。但し、署名できない人については、そもそもこの個別計画は災害時において自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々のためのものであって、本人の承諾が推定される場合であるから本人が署名できない理由を記すなどして、その運用の適切さが担保される方策を検討することが肝要である。

質問 22 様式の項目で、緊急連絡先や地域支援者の欄には要援護者本人では無い人の情報が記載されるが、それは問題ないのか。

要援護者から、地域支援者等にきちんと説明をし、了解を得る必要があると判断する。印鑑をもらえたら、なお良い。

審査委員の意見

ア 要援護者リストの作成及び共有について

鎌ヶ谷市災害時要援護者避難支援計画策定のために、市の福祉関係部署で把握している障がい者や高齢者の情報をもとに、要援護者リストを作成し、市の関係部署で共有することは、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第 8 条第 5 号に該当すると解釈する。

イ 個別計画の作成及び共有について

要援護者リストをもとに、要援護者一人ひとりに対し、「手上げ方式」または「同意方式」の方法により、個別計画を作成すること及び、要援護者が指定した地域支援者等や市の関係部署で共有することは、鎌ヶ谷市個人情報保護条

例第9条第2号及び第5号に該当すると解釈する。

また、個別計画の様式については、おおむね問題ないと判断するが、様々な事例を想定し、それに備えた様式へと工夫することが望ましい。

(5) 報告事項について

ア 個人情報ファイルの作成に伴う報告について

資料10ページから資料15ページにより、個人情報ファイル届出書を報告する。

イ 保有個人情報に関する目的外利用に伴う報告について

資料16ページから資料18ページの報告書により、自衛官募集相談員を連盟委嘱するにあたり、委嘱する相手方の滞納処分の有無について、滞納整理票のデータを目的外利用したことについて報告したものである。

資料19ページから資料25ページの報告書により、千葉県が実施した調査に関し、市が代行の上、個人が特定できる情報を削除し、調査内容を県へ提供した際に、児童扶養手当等のデータを目的外利用したことについて報告したものである。

ウ 保有個人情報に関する外部提供に伴う報告について

資料26ページから資料32ページの報告書により、警察本部や検察庁などの捜査関係機関の照会に対して、刑事訴訟法に基づき、定額給付金のデータを外部提供したことについて報告したものである。